

人材調整準備本部の設置について

〔平成21年4月16日
地方分権改革推進本部長決定〕

- 1 「地方分権改革推進本部の設置について」(平成19年5月29日閣議決定)
第6項の規定に基づき、「出先機関改革に係る工程表」(平成21年3月24日地方分権改革推進本部決定)に沿って事務・権限の見直しに伴う人員の移管等の仕組みを検討するため、地方分権改革推進本部に人材調整準備本部(以下「準備本部」という。)を置く。
- 2 準備本部の構成員は、次のとおりとする。
本部長 内閣府特命担当大臣(地方分権改革)
本部員 内閣官房副長官(政務及び事務)
内閣府副大臣
総務副大臣
厚生労働副大臣
農林水産副大臣
経済産業副大臣
国土交通副大臣
環境副大臣
全国知事会の推薦する者、全国市長会の推薦する者及び全国町村会の推薦する者であって、地方分権改革推進本部長から準備本部における審議に参画することを委嘱された者
(注) 内閣府副大臣及び複数置かれる各省副大臣については、それぞれ内閣総理大臣及び各省大臣の指定する者とする。
- 3 準備本部に幹事会を置き、構成員は、別紙のとおりとする。
- 4 準備本部及び幹事会は、必要に応じ、構成員以外の関係者の出席を求めることができる。
- 5 準備本部の庶務は、内閣府の助け及び関係行政機関の協力を得て、内閣官房において処理する。
- 6 前各項に掲げるもののほか、準備本部の運営に関する事項その他必要な事項は、準備本部の本部長が定める。

(別紙)

幹事会

議長	内閣官房副長官補
副議長	内閣府地方分権改革推進室長
構成員	内閣府大臣官房長 総務省人事・恩給局長 総務省行政管理局長 総務省自治行政局長 厚生労働省大臣官房長 農林水産省大臣官房長 経済産業省大臣官房長 国土交通省大臣官房長 環境省大臣官房長 全国知事会の推薦する者、全国市長会の推薦する者及び全国 町村会の推薦する者であって、地方分権改革推進本部長から 幹事会における審議に参画することを委嘱された者
オブザーバー	人事院事務総局総括審議官